

第 2 2 期第 1 6 回豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 5 月 9 日（木） 1 4 : 0 0 ～

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町 1-2-6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 豊前海区における新規の許可に係る制限措置及び申請期間について
(諮問)

資料 1

(2) 福岡県連合海区漁業調整委員会委員の選出について（協議）

資料 2

(3) 第 4 7 回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）

資料 3

(4) その他

- ・ 漁業法改正に伴う資源管理について（報告）
- ・ 海区漁業調整委員の選任について（説明）

資 料 1

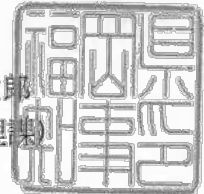
(22-16 豊前漁調委)
(令和6年5月9日)

6 漁管第 1 3 6 号

令和6年4月25日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 江 口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種なまこぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	11月16日から翌年3月15日まで	総トン数2トン以下：48kW（調整15馬力）以下 総トン数5トン未満：10kW（調整7馬力）以下	5トン未満	3	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者 同一世帯に他種の小型機船底びき網漁業の許可を受有する者がいない者
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	10月3日から翌年9月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
小型機船底びき網漁業	手繰第三種けた網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	11月8日から4月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者 手繰第二種えびこぎ網漁業の許可を受有している者
ごち網漁業	雄魚1そうごち網漁業	福岡県豊前海海面	4月1日から翌年3月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
さし網漁業	ぼら開さし網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
さし網漁業	さわら流しさし網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
さし網漁業	まながつお流しさし網漁業	福岡県豊前海海面	5月1日から12月31日まで	-	-	2	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	-	-	7	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
固定式さし網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	-	-	6	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
かご漁業	かにかご漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	-	-	5	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年5月10日から令和6年6月10日まで

資 料 2

(22 期 16 回豊前海区漁調委)

(令 和 6 年 5 月 9 日)

福岡県連合海区漁業調整委員会委員の選任について

1. 福岡県連合海区漁業調整委員会の所掌事務

- ・筑前海区、福岡県豊前海区及び福岡県有明海区のうち2海区以上における漁業に関するこ
と。
- ・海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則等、3海区共通の規則等の制定、改正及
び廃止

2. 委員定数と構成

○定数・・・・・・9名（各海区から3名ずつ選出）

○構成

- ・筑前海区・・・・富重会長（学（行））、梶原委員（漁）、原田委員（中）
- ・有明海区・・・・半田会長（学（行））、梅崎委員（漁）、松藤和男委員（漁）
- ・豊前海区・・・・江口会長（漁）、原田委員（中）、田中委員（学（行））

※豊前海区選出委員が1名欠員

3. 参考（福岡県豊前海区に係る他の連合海区漁業調整委員会委員）

周防灘三県連合海区漁業 調整委員会	江口会長（漁）、近藤委員（漁）、高松委員（漁） 中嶋委員（漁）、森林委員（漁）
----------------------	--

第 47 回 瀬戸内海広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 6 年 3 月 6 日（水） 14 時から

場 所：神戸市中央区海岸通 29 番地

神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室

1 開 会

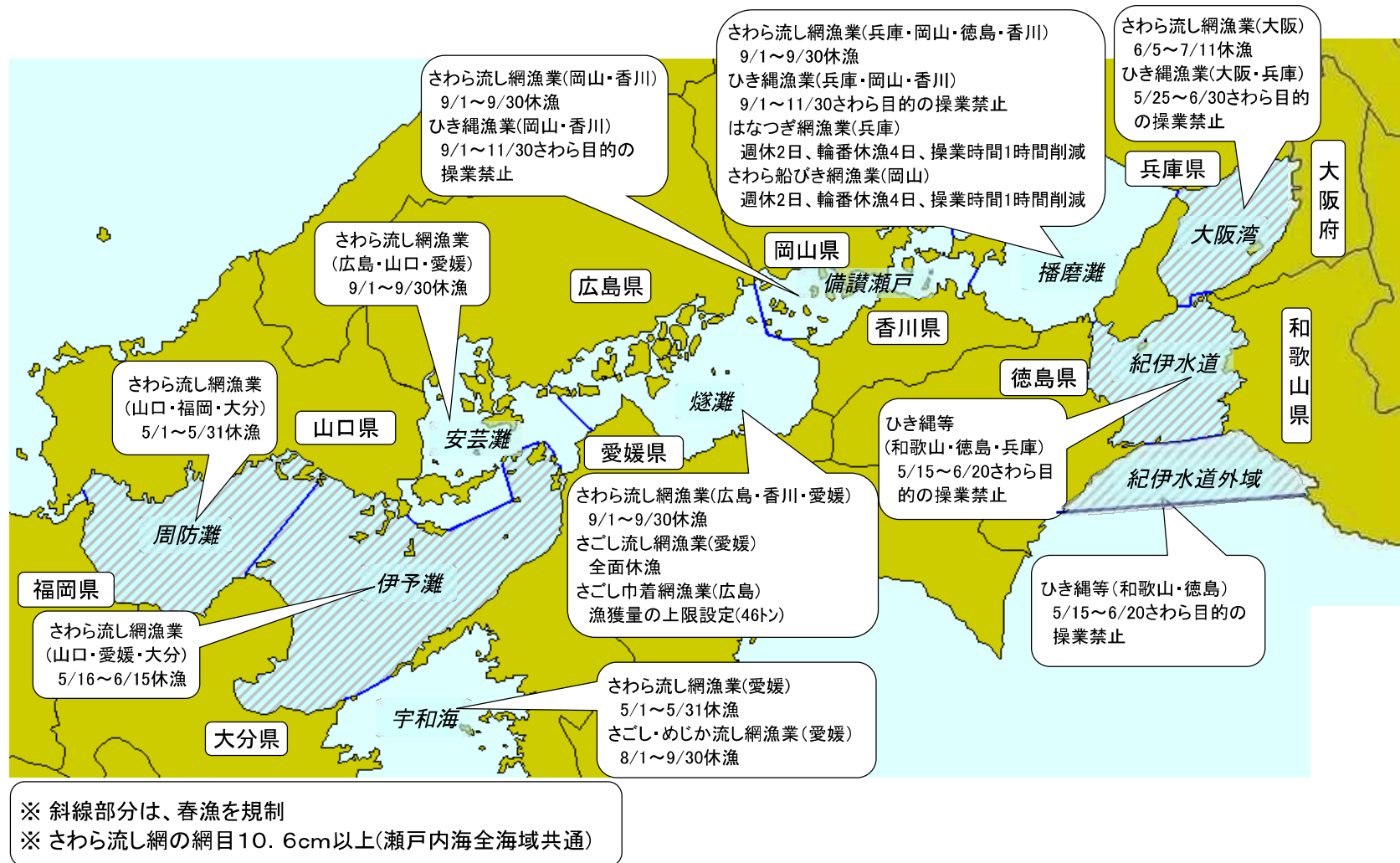
2 挨 拶

3 議 題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) サワラに関する委員会指示について
- (3) 広域魚種の資源管理について
 - ① トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
- (4) その他
 - ① T A C 魚種拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和 6 年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉会

○資源管理措置(令和6年度)



さわら広域資源管理に係る委員会指示（案）について

1. 委員会指示の発出について

- （１）広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- （２）現行の委員会指示第 44 号の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 6 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第 46 号（案）の概要

- （１）現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- （２）なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十六号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和六年三月六日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	大阪湾
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三十四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四 小鳴門水道東口小鳴門橋	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三十四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境

	播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	安芸灘
界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域

	伊予灘	周防灘
一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線

2	網目の制限 さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。
---	---

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	さわらを目的とした操業の禁止

	燧灘			し網漁業は九月一日から九月三十日まで)
	九月一日から九月三十日まで			さわらを目的とした操業の禁止
安芸灘	九月一日から九月三十日まで		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで		さわらを目的とした操業の禁止	
周防灘	五月一日から五月三十一日まで		さわらを目的とした操業の禁止	

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。